

【12 稹 文】吾妻郡吹路村年貢割付状（天保五年：一八三四）

午御年貢可レ納割附之事

卯より子迄拾ヶ年定免

高三拾七石貳斗

此反別拾九町三反四畝拾貳歩

上州吾妻郡  
吹路村

納合 米貳石五斗四升四合

永五貫四百三拾四文八分

右者定免、当午御取箇、書面之通候条

村中大小之百姓・入作之もの迄、不レ残立会、無ニ高下一割ニ合之一、来ル極月十日限、急度可レ令ニ皆済一者也

天保五年十月 矢嶋藤蔵印

右村  
名主

組頭  
惣百姓

【12 読み下し文】

午（うま）御年貢納むべき割り附けの事

卯より子迄拾ヶ年定免（じようめん） 上州吾妻郡

高三拾七石貳斗

此（こ）の反別拾九町三反四畝拾貳歩

吹路村

納め合わせ 米貳石五斗四升四合

永五貫四百三拾四文八分

右は定免、当午御取箇（とりか）、書面の通り候条  
村中大小の百姓・入作（いりさく）のもの迄、残らず  
立ち会い、高下（こうげ）無く、これを割り合い、来る極月十日限り、  
急度（きつと）皆済（かいさい）せしむべき者也

天保五年十月

矢嶋藤蔵印

右村

名主  
組頭  
惣百姓